

奨学会規約

板橋区立志村第二小学校奨学会

## 第一章 総 則

### 第一条

(名称及び事務所)

本会は、板橋区立志村第二小学校奨学会と称し、事務所を板橋区立志村第二小学校(板橋区志村一丁目七一)におく。

### 第二条

(目的)

本会は、父母と教職員が協力して家庭、学校、地域における児童の健全な育成をはかるとともに、会員の教養を高めることを目的とする。

### 第三条

(方針)

本会は、第二条の定める目的を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動を行う。

- 一、 児童の教育及び福祉の為に活動する他の団体及び機関に協力する。
- 二、 いかなる政党宗派も支持しない。
- 三、 営利を目的とする行為は行わない。
- 四、 学校の管理及び人事に干渉しない。

### 第四条

(活動)

本会は、第二条に定める目的を達成するために、次のことをする。

- 一、 児童をとりまく生活環境の向上に関する活動。
- 二、 児童及び会員の福利厚生に関する活動。
- 三、 会員の教養を高め、相互の親睦をはかるための活動。

## 第二章 会 員

### 第五条

会員は、次に定める者とし、すべて平等の権利と義務を有する。

- 一、 志村第二小学校に在籍する児童の父母、又は父母に代わる者(以下父母という)。
- 二、 同校に勤務する教職員。

### 第三章 役員及び会計監査

#### 第六条

本会に、次の役員をおく。

- 一、 会長 一名 (父母)
- 二、 副会長 三名以上 (父母二名以上、副校長)
- 三、 書記 三名以上 (父母二名以上、教職員一名)
- 四、 会計 三名以上 (父母二名以上、教職員一名)

#### 第七条

本会に、会計監査三名以上(父母二名以上、教職員一名)をおく。

#### 第八条

(選出)

役員及び会計監査の選出は、次の方法により行う。

- 一、 会員の中より、第六条及び第七条に定める候補者を選考委員会が選出し、総会の承認を得て決定する。
- 二、 選考委員会は、第五条に定める父母八名、教職員三名をもって構成する。
- 三、 二項に定める父母八名は、各常任委員会より二名ずつ選出する。

#### 第九条

(任務)

役員及び会計監査の任務は、次のとおりとする。

- 一、 会長は、この会を代表し、会務を総括するとともに、第十二条に定める会議を主宰する。
- 二、 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 三、 書記は、総会、役員会等の議事を記録し、本会の庶務を担当する。
- 四、 会計は、本会のすべての金銭を出納するとともに、会計監査の監査を経た決算を総会において報告する。
- 五、 会計監査は、会計を監査し、総会において監査結果を報告する。
- 六、 役員及び会計監査は、常任委員会との兼任を認めない。

#### 第十条

(任期)

役員及び会計監査の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

#### 第十一条

(顧問)

- 本会に、会長の推薦により、委員総会の承認を得て、顧問をおくことができる。
- 一、 顧問は、会長の諮問に応える

## 第四章 会議

第十二条 本会の会議は、次のとおりとする。

- 一、総会
- 二、役員会
- 三、実行委員会
- 四、常任委員会
- 五、委員総会
- 六、その他必要に応じて、特別委員会を設けることができる。

第十三条

(召集)

総会、役員会、実行委員会及び委員総会は、会長が召集し、その他の各委員会は、委員長が会長の承認を得て召集する。

第十四条

(総会)

- 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 一、総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。
  - 二、定足数は、全会員の三分の一以上（委任状を含む）とし、議事は出席者の過半数をもって決定する。会員が一同に参集できない場合には、書面による事前周知の上、書面（Web含む）による審議の上決議する。
  - 三、毎年三月には、役員及び会計監査の承認総会、年度始めには総会を開いて、前年度決算の承認、新年度予算案及びその他重要事項について審議決定する。
  - 四、臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、あるいは会員の五分の一以上の請求があったとき開催する。

第十五条

(役員会)

役員は、校長、役員をもって構成し、本会の運営について企画、立案する。

第十六条

(実行委員会)

- 実行委員会は、役員及び各常任委員会の正副委員長をもって構成し、次のことを行う。
- 一、役員会及び各常任委員会において立案された事業計画等を審議する。
  - 二、総会に提出する議事等を作成する。

- 三、各委員会間の連絡調整を行う。
- 四、予算を立案し、決算の審議を行う。
- 五、実行委員会は、必要に応じて開催する。

## 第十七条

(常任委員会)

本会の活動を効果的に行うために、次の常任委員会をおく。

一、学年委員会

学級ごとの活動に協力し、学年に属する諸活動を企画、推進するとともに、相互の理解と親睦をはかる。

二、教養委員会

会員の教養を高め、教育に対する理解を深めるとともに、会員相互の親睦を深め、質的向上をはかる。

三、広報委員会

会報の発行、その他の広報活動をとおして、会の活動状況の周知につとめ、会員の意識を高める。

四、校外委員会

児童の集団登校及び校外生活を守り、校外活動に協力する。

## 第十八条

- 一、学年、教養、広報、校外委員会は、各学級から選出された委員四名及び教職員をもって構成する。
- 二、各常任委員会には、委員長一名、副委員長三名(内一名は教職員)をおく。
- 三、各常任委員会は、活動報告書を作成し、会長の請求があった場合は、すみやかに提出する。
- 四、各常任委員会は、必要に応じて開催する。

## 第十九条

(特別委員会)

- 一、特別委員会として、いちようまつり委員会をおく。
- 二、いちようまつりの企画、運営を行い、会員相互の親睦と理解をはかる。
- 三、各学級から選出された委員一名及び教職員をもって構成する。
- 四、委員長一名、副委員長三名(内一名は教職員)をおく。
- 五、特別委員会は、活動報告書を作成し、会長の請求があった場合は、すみやかに提出する。

第二十条 (委員総会)

委員総会は、役員及び全常任委員をもって構成する。

一、第八条第二項により定められた、選考委員を承認する。

二、総会から付託された事項、及びその他の重要事項について審議する。

三、委員総会は必要に応じて臨時開催し、議事は出席者（書面による回答含む）の過半数をもって決定する。

第二十一条 (学校長)

学校長はすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第五章 会計

第二十二条 本会の経費は、活動費及びその他の収入をもってこれにあて、総会で決議された予算に基づいて執行する。

活動費は年一回（八月）ののうちよ銀行からの引き落としとし、原則として退会時の返金は行わない。

第二十三条 活動費は一児童年額三千円とする。

第二十四条 本会の会計年度は、四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

第六章 規約の改正

第二十五条 規約は、総会において、出席者（書面による回答含む）の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。

改正案は、総会開催の三日以前に、その内容を全会員に通告しておかなければならない。

## 付 則

### 一、慶弔金

(1) 本校児童の死亡

(2) 会員の死亡

一〇〇〇〇円

### 一、見舞金

(1) 本校児童の校内及び登下校時の事故について、入院十日以上にわたるもの

(2) 会員が災害にあつたとき

五〇〇〇円

一、特別事情のある慶弔見舞金については、都度役員会で協議の上決定する。

一、本規約は、平成十一年三月九日より施行する。

一、本規約は、平成十六年三月一日より改定する。

一、本規約は、平成二十三年三月十八日より改定する。

一、本規約第三章第八条(二)(三)は、平成二十九年六月二日より改定する。

一、本規約第一章第一条は、平成三十年三月十日より改定する。

一、本規約第四章第十六条(五)、第十八条(三)(四)、第十九条(五)及び付則は、平成三十一年四月一日より改定する。

一、本規約第四章第十四条(二)は、令和三年六月十八日より改定する。

一、本規約第五章第二十二条、第二十三条は、令和四年六月三日より改定する。

一、本規約第四章第十四条(二)は、令和五年六月三十日より改定する。